

伊丹市石綿（アスベスト）健康管理支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、兵庫県健康福祉部補助金交付要綱に基づき実施する石綿（アスベスト）健康管理支援事業において、医師により石綿（アスベスト）による肺がん、中皮腫等の健康被害を生ずるおそれが認められた者について、アスベスト健康管理手帳（以下「健康管理手帳」という。様式第1号）を交付するとともに、検査に要する費用につき予算の範囲内で助成することにより、石綿（アスベスト）による健康被害を早期に発見し、石綿（アスベスト）関連疾患にかかる市民の健康管理を支援することを目的とする。

（対象者）

第2条 この要綱による助成金の支給を受けることができる者は、伊丹市内に住所を有する者で、兵庫県が別に定める指定医療機関等（以下「指定医療機関等」という。）で受診した精密検査において、石綿（アスベスト）関連疾患により「要経過観察」と判定された者とする。

（健康管理手帳の交付等）

第3条 健康管理手帳の交付を受けようとする者は、アスベスト健康管理支援事業手帳（再）交付申請書（以下「手帳（再）交付申請書」という。様式第2号）に、指定医療機関等が発行するアスベスト健康管理支援事業検査状況証明書（様式第3号）を添えて市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、これを適切と認めるときは、速やかに健康管理手帳を申請者に交付するものとする。
- 3 健康管理手帳の交付を受けた者は、健康管理手帳を紛失、又はき損した場合は、手帳（再）交付申請書を提出しなければならない。

い。市長は、申請により適切と認めるときは、速やかに再交付するものとする。

4 健康管理手帳の交付を受けた者は、氏名等の変更があった場合は、アスベスト健康管理支援事業氏名等変更届（以下「氏名等変更届」という。様式第4号）に健康管理手帳を添えて提出しなければならない。市長は、申請により適切と認めるときは、速やかに健康管理手帳に変更内容を加えて交付するものとする。

5 他の市区町村長から健康管理手帳の交付を受けた者であって伊丹市に新たに居住する者は、前項の規定にかかわらず、氏名等変更届に健康管理手帳を添えて提出しなければならない。市長は、届け出を適切と認めるときは、速やかに健康管理手帳を修正し、交付するものとする。

（検査費用等の助成）

第4条 助成の額は、第2条に規定する対象者が指定医療機関等で受診した石綿（アスベスト）関連疾患の精密検査又は経過観察にかかる検査（精密検査を受診した後、おおむね6月ごとに1回、定期的に受診する検査をいう。）に要する費用のうち次の各号に掲げる費用とする。ただし、医療保険各法による医療に関する給付に関し保険者又は市が負担すべき額を控除した額とし、当該年度の兵庫県健康福祉部補助金交付要綱別表、補助事業名石綿（アスベスト）健康管理支援事業中、別紙第2欄に定める基準額と第3欄に定める補助対象となる経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。また、同一年度内に複数回の検査を受診したときは、年2回を上限として助成するものとする。

（1） 初診料及び当該検査に必要と認められる再診料・外来診療料

（2） 胸部のエックス線直接撮影による検査に要する費用

（3） 胸部のエックス線直接撮影による検査の結果、異常な陰影（石綿肺による線維増殖性の変化によるものを除く。）

がある場合で、医師が必要と認めるときは、コンピュータ断層撮影による検査に要する費用

- 2 前項の規定に関わらず、他の法令等に基づく給付を受けた場合は、補助金は交付しないものとする。

(助成の申請等)

第5条 手帳所持者は、前条に規定する費用を請求する際には、アスベスト健康管理支援事業診療費用申請兼請求書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

(1) 指定医療機関が発行した領収書

(2) 指定医療機関に支払った費用の明細がわかる書面

- 2 申請兼請求者が指定医療機関を受診後、2年を経過したときは申請の効力を失う。

(助成決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、必要な審査を行い、その助成の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、助成の可否を決定後、アスベスト健康管理支援事業診療費用助成金支給決定通知書(様式第6号)により申請者に通知する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年1月11日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、平成18年4月1日以後に石綿（アスベスト）
関連疾患に係る精密検査又は経過観察に係る検査を受けた者に
ついて適用する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成21年3月30日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。